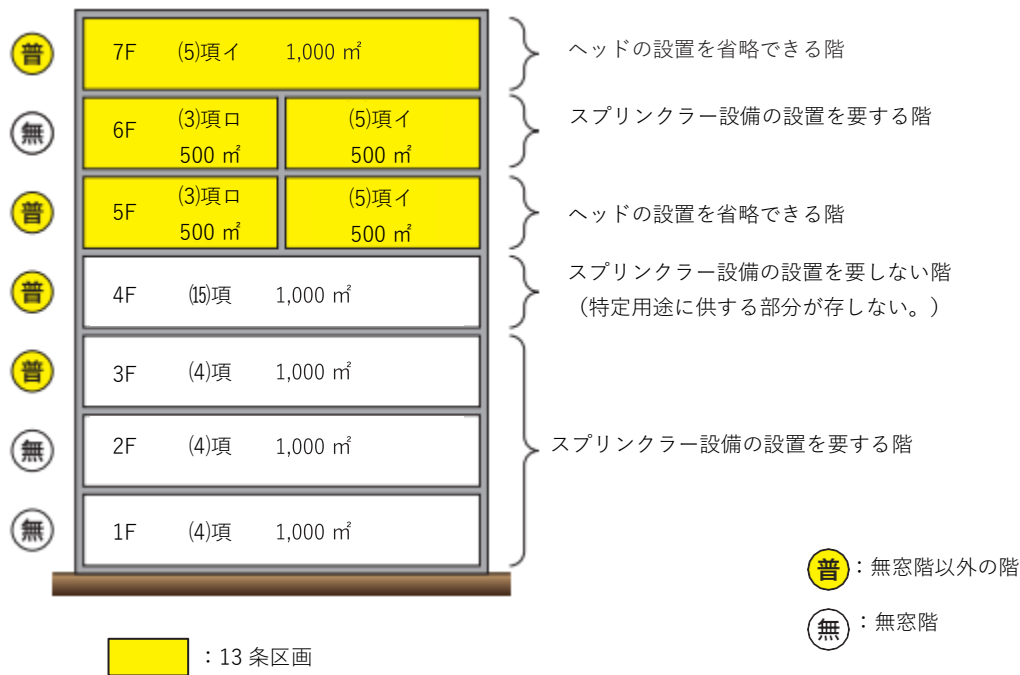


第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い



スプリンクラー設備の設置基準の床面積

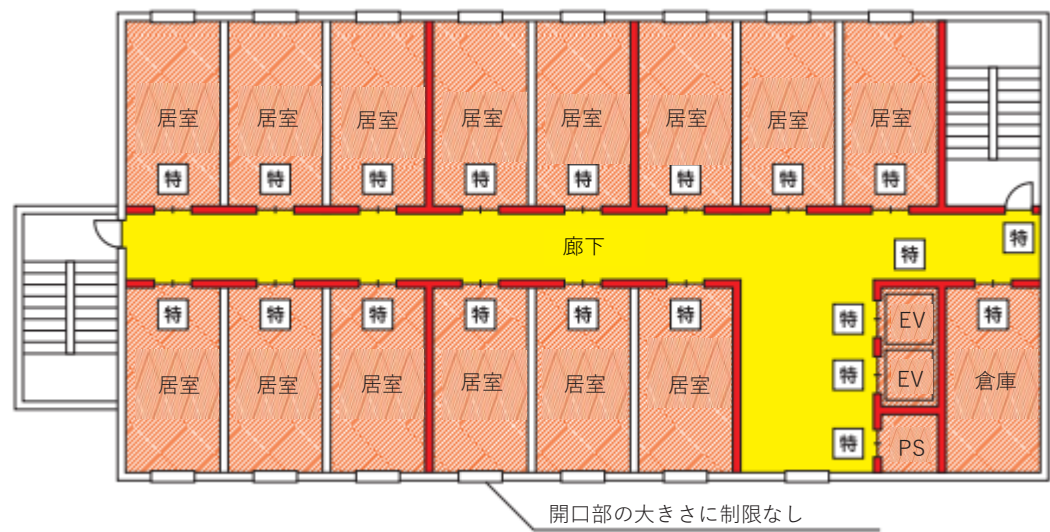
$$\begin{array}{ccccccccc} 6F & & 6F & & 3F & & 2F & & 1F \\ (3)項口 & + & (5)項イ & + & (4)項 & + & (4)項 & + & (4)項 \\ 500\text{m}^2 & & 500\text{m}^2 & & 1,000\text{m}^2 & & 1,000\text{m}^2 & & 1,000\text{m}^2 \end{array} \geq 3,000\text{m}^2$$

※ 6F部分は13条区画されているが、無窓階であるため基準床面積に含める。

政令第12条第1項第10号に規定するスプリンクラー設備の設置基準以上となるため、13条区画された部分を含め、スプリンクラー設備を設けなければならない。
ただし、13条区画された部分は、省令第13条第3項第11号の規定により、ヘッドの設置を省略できる部分となる。

第9-27 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い



- 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの
- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
 - ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
 - ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
 - ⑤ 床面積が、防火対象物の10階以下の階は200㎡以下、11階以上の階は100㎡以下
- 耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、①及び④に該当するもの

凡例

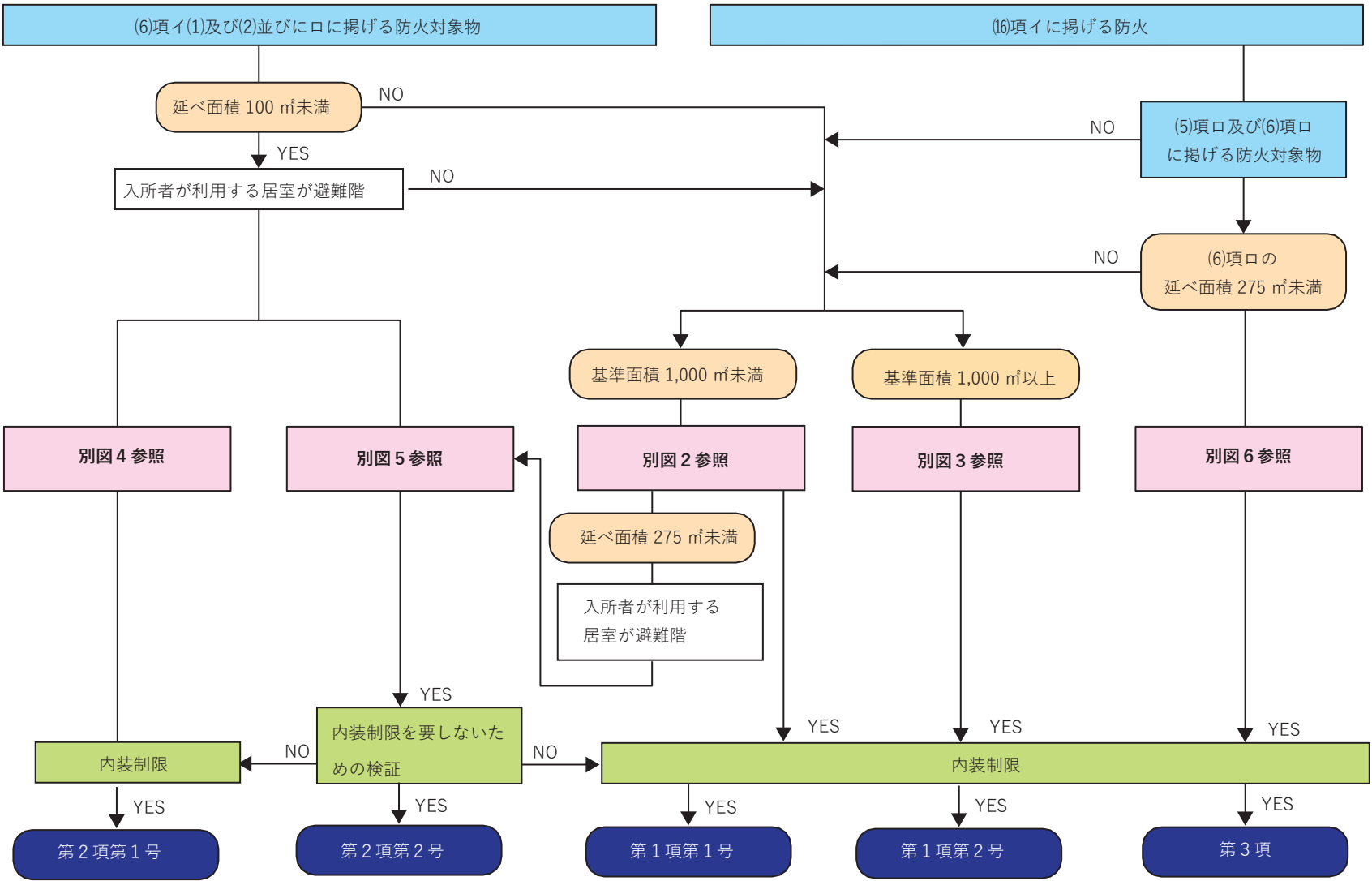
	13条区画（耐火構造）		準不燃材料
	常時閉鎖式の特防火		難燃材料

第9-28図

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図 1



第3章 消防用設備等の設置単位
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図2 省令第12条の2第1項第1号

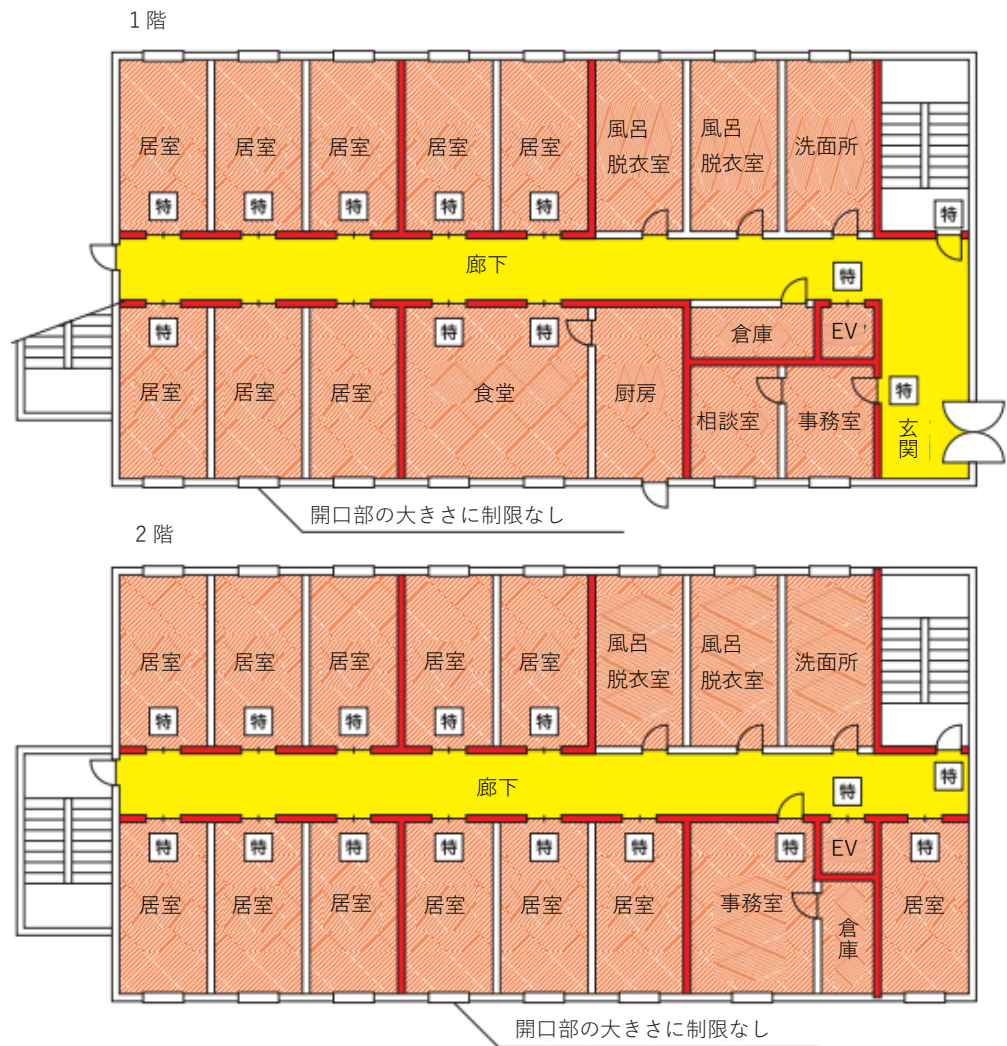


凡例

	12条の2区画(準耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の防火戸		難燃材料

第3章 消防用設備等の設置単位
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図3 省令第12条の2第1項第2号



- ① 居室を耐火構造の壁及び床で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・ その他の部分 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 区画された部分すべての床の面積が200㎡以下
 - ※ 1 F 玄関+廊下+ (風呂・脱衣室) × 2 +洗面所+倉庫 ≤ 200㎡ (居室を含まないこと。)
 - 2 F 廊下+ (風呂・脱衣室) × 2 +洗面所 ≤ 200㎡ (居室を含まないこと。)

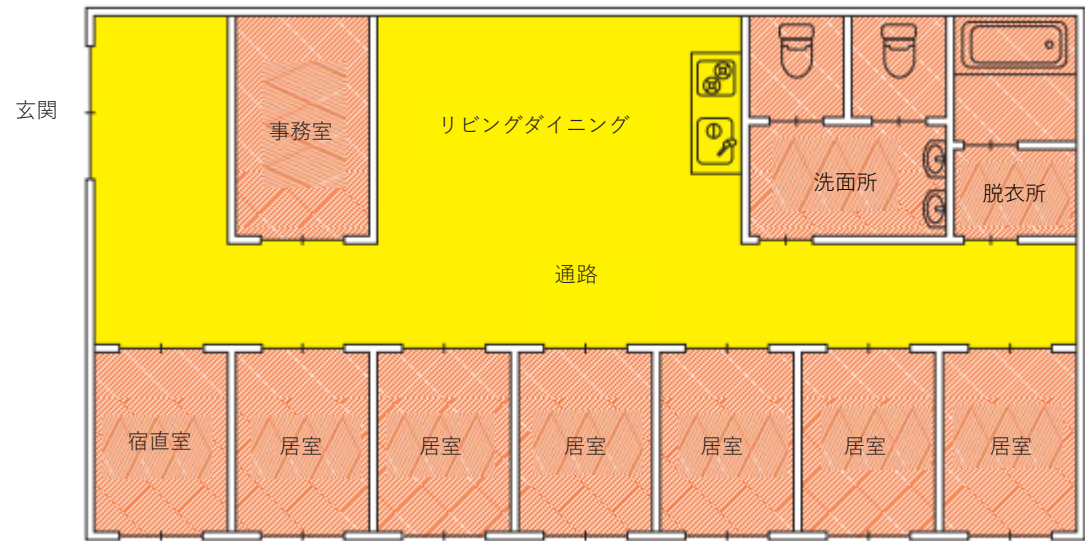
凡例

	12条の2区画(耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の特定防火戸		難燃材料

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図4 省令第12条の2第2項第1号



- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料

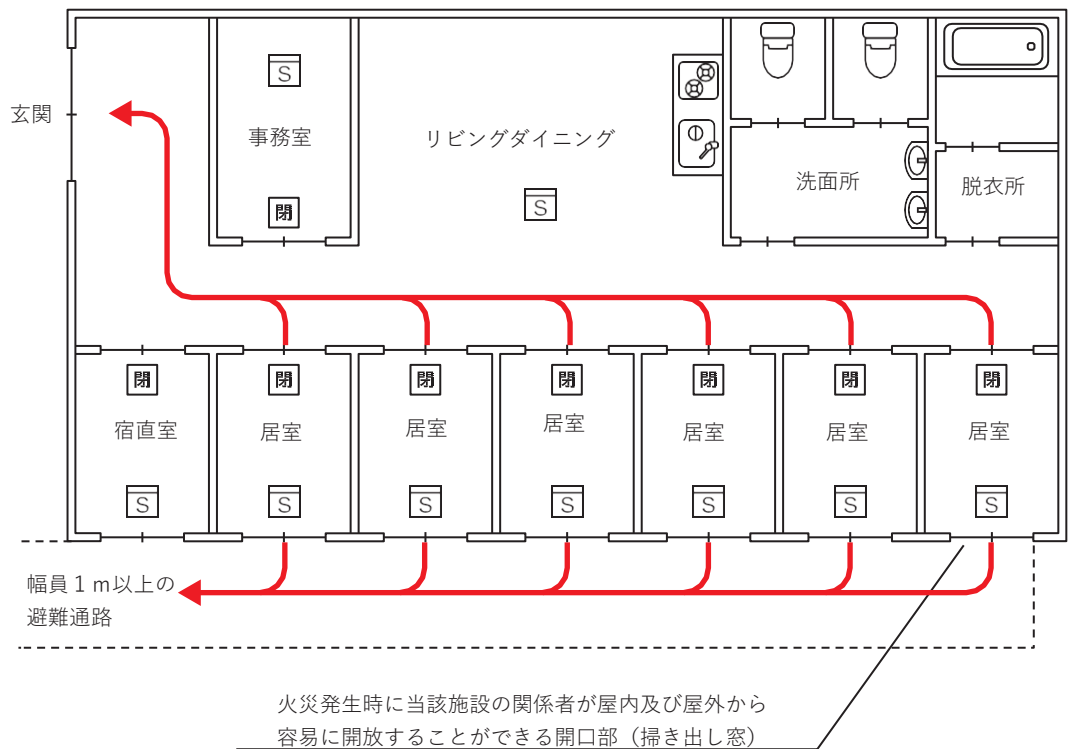
凡例

	準不燃材料		難燃材料
---	-------	---	------

第3章 消防用設備等の設置単位

第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図5 省令第12条の2第2項第2



（注）居室：入居者等の居室

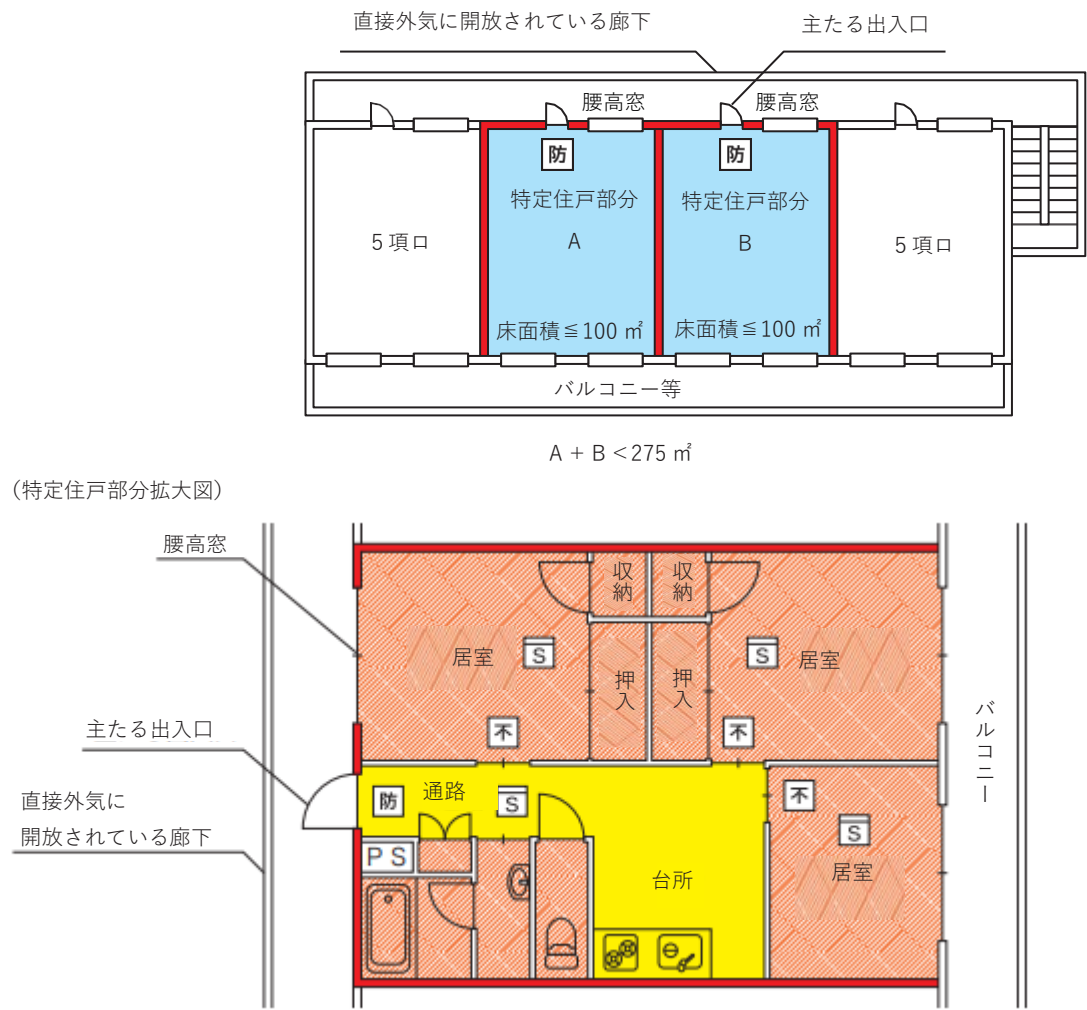
- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 避難告示で定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として避難告示が定める時間を超えない。（内装制限を要しないための検証）
- ③ 居室を壁、柱、床及び天井で区画
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式の戸
- ⑤ 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器
- ⑥ 入居者等の居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部
- ⑦ ⑥の開口部は、幅員 1 m 以上の避難通路に面している。
- ⑧ ⑥の開口部は、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないもの
- ⑨ 入居者等の居室から 2 方向避難

凡例

	常時閉鎖式の戸		煙感知器
---	---------	---	------

第3章 消防用設備等の設置単位
第9 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取り扱い

別図6 省令第12条の2第3項



- ① 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面している。
- ③ ②の主たる出入口は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
- ④ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・廊下に通ずる通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ⑤ 廊下に通ずる通路
 - ・居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しない。
 - ・居室の廊下に通ずる通路に面するものは、不燃材料で造られた自動閉鎖付きの戸
- ⑥ 居室及び通路に煙感知器
- ⑦ 特定住戸部分の各住戸の床の面積が 100 m²以下

凡例

	12条の2区画(準耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の防火戸		難燃材料
	常時閉鎖式の不燃扉		煙感知器